

主任技術者・監理技術者及び現場代理人の請負者との雇用関係について

主任技術者又は監理技術者（以下「監理技術者等」という。）については、建設工事の適正な施工を確保するため、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者である必要があります（監理技術者制度運用マニュアル（平成16年3月1日国総建第315号）より）。

従って、以下のような技術者の配置は認められないことになっています。

① 直接的な雇用関係を有していない場合（在籍出向者や派遣社員）

直接的な雇用とは・・・「第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利構成）が存在すること」

② 恒常的な雇用関係を有していない場合（一つの工事の期間のみの短期雇用など）

恒常的な雇用とは・・・「一定の期間にわたり当該建設業者に勤務し、日々一定時間以上職務に従事することが担保されていること」

特に国、地方公共団体等が発注する建設工事において、発注者から直接請け負う建設業者の監理技術者等については、所属建設業者から入札の申込のあった日（指名競争に付す場合であって入札の申込を伴わないものにあつては入札の執行日、随意契約による場合にあっては見積書の提出のあった日）以前に3ヶ月以上の雇用関係にあることが必要です。

また、現場代理人については、建設業法で設置を義務付けるものではありませんが、藤市建設工事請負契約約款第10条第3項により、工事現場の取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する事項を処理する権限を有することから、藤枝市では、当該建設業者と直接的雇用関係にある者として扱います。

項目	直接的雇用関係	確認書類の例 (提出を求めた場合)	恒常的な雇用関係 〔3ヶ月以上の雇用関係〕	確認書類の例 (提出を求めた場合)
技術者等				
現場代理人	○	① 健康保険被保険者証の所属建設業書の商号又は名称	○	健康保険被保険者証の交付年月日
非専任主任技術者	○	② 住民税特別徴収税額通知書の所属建設業書の商号又は名称	○	
専任主任技術者	○	③ 健康保険・厚生年金保険被保険者標準決定通知書の所属建設業書の商号又は名称	○	① 健康保険被保険者証の交付年月日 ② 監理技術者資格者証の交付年月日、又は変更履歴（裏書）
監理技術者	○	④ 監理技術者資格者証の所属建設業書の商号又は名称	○	
非専任主任技術者として配置する営業所の専任技術者	○		○	

請負代金額2,500万円以上（建築一式工事においては、請負代金額5,000万円以上）のときは、配置する主任技術者はその現場に専任のものである必要があります。

また、一次下請代金の額の総額が3,000万円以上（建築一式工事においては4,500万円以上）のときは、「主任技術者」に代えて「監理技術者」を配置する必要があります。